

## 第3章

### 地域の概要



# 第3章 地域の概要

## 1. 地域の概況

### (1) 埼玉西部環境保全組合の概要

本組合は、鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町及び越生町の1市3町の廃棄物を共同処理するために設立された一部事務組合である。組合圏域の面積は117.91 km<sup>2</sup>、人口は133,790人、世帯数は54,949世帯である（平成27年10月1日現在）。

表3.1.1 埼玉西部環境保全組合構成市町の概要

市町村名	鶴ヶ島市	毛呂山町	鳩山町	越生町	合計
面積 (km <sup>2</sup> )	17.73	34.03	25.71	40.44	117.91
人口 (人)	70,276	37,507	14,235	11,772	133,790
世帯数 (世帯)	29,238	15,651	5,453	4,607	54,949

人口は平成27年10月1日現在における埼玉県の推計人口

資料：埼玉県ウェブページ 彩の国統計館

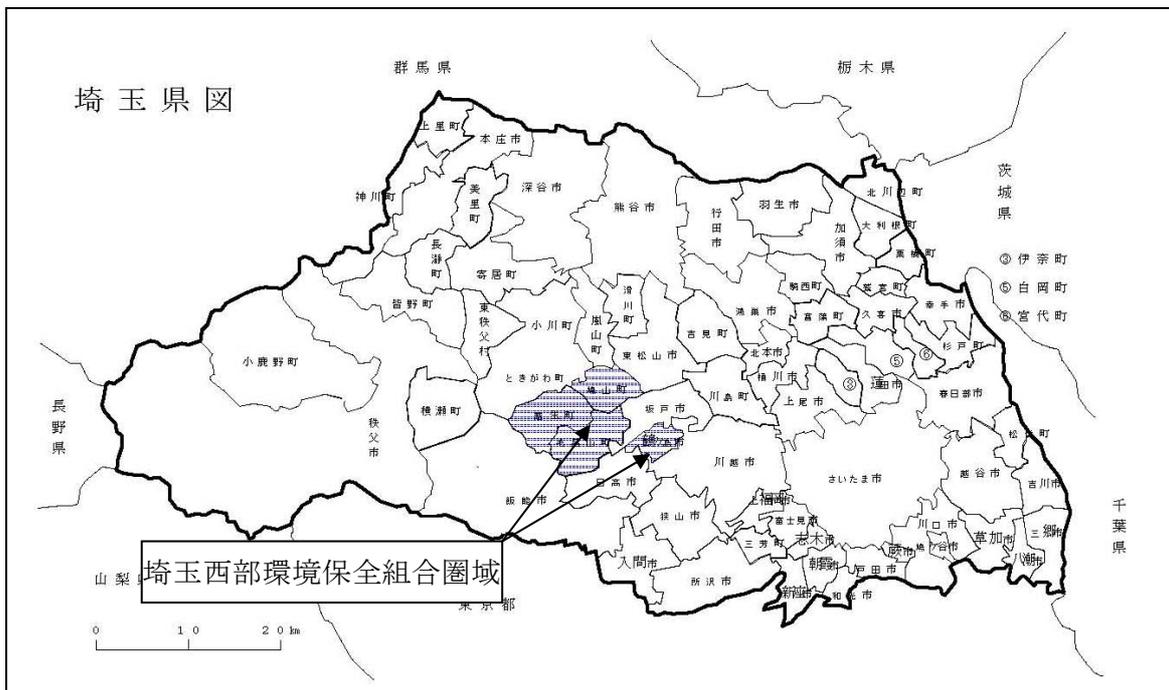


図3.1.1 埼玉西部環境保全組合の位置

## 2. 社会環境

建設予定地が所在する鳩山町の概要は次のとおりである。

### (1) 鳩山町の沿革

鳩山は遠く奈良時代の昔、須恵器や瓦などの窯業の一大産地として栄えたところであるが、鎌倉時代以降も街道沿いの宿場町や、材木の中継地として賑わいをみせてきた。明治22年の町村制施行で、この地に亀井村と今宿村という2つの村が誕生した。昭和30年、両村は合併し、平和な理想郷建設の願いを込め、両村の中央にあった“鳩山”の地名をとって「鳩山村」と名づけられた。純農村地帯であった鳩山村にも、昭和49年の鳩山ニュータウンの入居開始とともに大きな転換期が訪れた。一時は埼玉県一の人口急増率を示し、急激な都市化の波に洗われることになった。昭和57年4月、鳩山村に町制が施行され、新たに町として生まれ変わった鳩山町は、古き武蔵野の面影を残しながら、新しい総合都市としてめざましい発展を続けている。

その後、町には町立図書館、町民体育館が完成。平成4年には町制施行10周年を迎え、鳩山町文化会館が完成し、町民の文化意識の一層の向上に努めている。また、ニュータウンふれあいセンター、総合福祉センター、今宿コミュニティセンターなどの完成により、町民が多様にふれ合える環境を整備してきた。近年は新たな試みとして、近隣企業や大学との連携によるプロジェクトが発足し、特産品開発等の研究が行なわれるなど、さらなる発展に向けたまちづくりを進めている。

### (2) 鳩山町の位置

埼玉県中央部・比企丘陵の南端に位置する鳩山町は、首都50 km圏内にあり、北をときがわ町と嵐山町、西を越生町、南を越辺川を境にして坂戸市と毛呂山町、東を東松山市に接している。

### (3) 地目別土地面積

鳩山町の地目別土地面積の状況は、表3.2.1 に示すとおりである。山林の占める割合が最も大きく（34.08 %）、雑種地（16.39 %）、その他（15.45 %）の順に続いている。

表3.2.1 鳩山町の地目別土地面積

単位：ha, %

区分 項目	合計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積	2,571.0	206.2	343.4	301.0	3.8	876.2	21.9	421.3	397.3
構成比	100.0	8.02	13.36	11.71	0.15	34.08	0.85	16.39	15.45

平成25年1月1日現在

その他とは墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地をいう。

資料：埼玉県ウェブページ 彩の国統計館

### (4) 用途地域別指定状況

鳩山町の用途地域指定状況は表3.2.2 に示すとおりである。用途地域のうち第1種低層住居専用地域の割合が最も大きく（58.8 %（対用途地域面積、以下同じ））、第1種住居地域（18.2 %）、第1種中高層住居専用地域（7.2 %）の順に続いている。建設予定地及び周辺は市街化調整区域である。

表3.2.2 鳩山町の用途地域指定状況

用途区分	面積 (ha)	構成比 (%)	
		対用途地域面積計	対総面積
用途地域面積計	193.9	100.0	7.5
第1種低層住居専用地域	114.0	58.8	4.4
第2種低層住居専用地域	11.1	5.7	0.4
第1種中高層住居専用地域	13.9	7.2	0.5
第2種中高層住居専用地域	5.1	2.6	0.2
第1種住居地域	35.2	18.2	1.4
第2種住居地域	11.6	6.0	0.5
近隣商業地域	3.0	1.5	0.1
総面積	2,571.0	-	100.0

平成25年10月1日現在

準住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域は0.0ha

資料：埼玉県ウェブページ

(5) 事業所数、従業者数の推移

鳩山町における事業所数及び従業者数の推移は表3.2.3 に示すとおりである。それぞれ減少傾向を示しており、平成24年2月1日現在における事業所数は439所、従業者数は3,118人である。産業別にみると第3次産業が事業所数、従業者数とも最も大きい割合を占めている。

表3.2.3 鳩山町における事業所数、従業者数の推移

年	民営事業所		産業別					
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	農林漁業		第2次産業		第3次産業	
			事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
平成18年	431	4,003	3	21	147	910	306	3,439
平成21年	444	4,106	4	17	143	939	321	3,533
平成24年	439	3,118	4	15	142	825	293	2,278

平成18年は10月1日現在、平成21年は7月1日現在、平成24年は2月1日現在

資料：埼玉県ウェブページ 彩の国統計館

(6) 農業

鳩山町における農業の状況は表3.2.4 に示すとおりである。自給的農家数は増加傾向を示しており、また、販売農家数のうち専業農家数の平成12年から平成17年及び経営耕地面積のうち畑の平成17年から平成22年にそれぞれ増加が認められるが、その他は減少傾向を示している。平成22年2月1日現在についてみると、総農家数のうち自給的農家数は194戸、販売農家数は226戸となっており、世帯員数は867人、経営耕地面積は227 haとなっている。

表3.2.4 鳩山町における農家数・農家世帯員数・経営耕地面積の推移

年	総農	自給的	販売農家数			世帯員数			経営耕地面積			
	家数	農家数	計	専業	兼業	計	男	女	計	田	畑*	樹園地
	戸	戸	戸	戸	戸	人	人	人	ha	ha	ha	ha
平成12年	479	143	336	34	302	2,131	1,083	1,048	328	164	150	14
平成17年	443	180	263	55	208	1,148	593	555	232	128	95	9
平成22年	420	194	226	51	175	867	439	428	227	119	99	9

\*：樹園を除く

各年2月1日現在

資料：埼玉県ウェブページ 彩の国統計館

## (7) 商 業

鳩山町における商業の状況は表3.2.5 に示すとおりである。平成16年から平成19年にそれぞれ増加が認められるが、平成24年にはすべて減少に転じている。平成24年2月1日現在についてみると、事業所数は67所、従業者数は307人、年間商品販売額は約63億円となっている。

表3.2.5 鳩山町における事業所（商店）数、従業者数及び年間商品販売額

年	事業 所数	従業 者数	年間 商品 販売 額	卸 売 業			小 売 業		
				事業 所数	従業 者数	年間 商品 販売 額	事業 所数	従業 者数	年間 商品 販売 額
				所	人	百万円	所	人	百万円
平成16年	72	453	5,333	13	66	539	59	387	4,794
平成19年	78	466	7,357	17	67	1,624	61	399	5,733
平成24年	67	307	6,280	16	59	1,507	51	248	4,773

平成16年及び平成19年は6月1日現在、平成24年は2月1日現在

資料：埼玉県ウェブページ 彩の国統計館

## (8) 工 業

鳩山町における工業の状況は表3.2.6 に示すとおりである。事業所数及び従業者数は減少傾向を示しているが、製造品出荷額等は増減を繰り返している。平成26年12月31日現在についてみると、事業所数は19所、従業者数は258人、製造品出荷額等は約43億円となっている。

表3.2.6 鳩山町における事業所（工場）数、従業者数及び製造品出荷額等

年	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
	所	人	万円
平成22年	24	323	558,732
平成23年	24	328	556,533
平成24年	22	285	439,289
平成25年	21	265	535,202
平成26年	19	258	431,940

各年12月31日現在

資料：埼玉県ウェブページ 彩の国統計館

### 3. 自然環境

#### (1) 気象

建設予定地周辺の気象観測所としては、鳩山観測所（所在地：鳩山町赤沼字雷）があり、その位置は図3.3.1 に示すとおりである。鳩山観測所における気象の状況を表3.3.1 に示す。

過去5年間の年間降水量は1,188.0～1,651.5 mmであり、日平均気温は14.1～14.7℃、平均風速1.1～1.6 m/sである。平成26年の気象を月別に見ると、平均気温は2.4（1月）～26.3（8月）℃、降水量は4.0（1月）～500.0（6月）mmである。

表3.3.1 鳩山観測所における気象の状況

区分 年	気温（℃）					平均 風速 (m/s)	降水量（mm）	
	平均	最高	最低	最高 平均	最低 平均		合計	日最大
平成22年	14.7	38.5	-8.6	21.0	9.4	1.1	1,188.0]	31.0]
平成23年	14.2	39.4	-10.2	20.6	8.6	1.4	1,395.0	48.0
平成24年	14.1	37.6	-9.8	20.2	8.6	1.5	1,269.0	39.0
平成25年	14.6	39.8	-8.9	21.1	9.0	1.6	1,206.0	74.5
平成26年	14.3	38.6	-9.3	20.5	8.7	1.6	1,651.5	42.5

]: 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。

《平成26年月別》

区分 月	気温（℃）					平均 風速 (m/s)	降水量（mm）	
	平均	最高	最低	日最高	日最低		合計	日最大
1月	2.4	15.1	-8.2	10.1	-4.5	2.1	4.0	4.0
2月	3.1	18.2	-9.3	8.8	-2.5	2.3	167.5	72.0
3月	7.8	24.4	-7.2	14.1	1.4	2.3	44.5	15.5
4月	12.9	25.8	-2.4	20.1	5.6	2.0	45.5	16.5
5月	18.6	33.6	4.8	26.0	11.1	2.0	60.0	45.0
6月	22.2	35.3	14.4	27.4	17.9	1.4	500.0	149.0
7月	25.5)	37.0)	18.3)	31.0)	21.5)	1.2)	159.0)	35.5)
8月	26.3	38.6	19.0	31.5	22.3	1.1	129.5	54.0
9月	21.2	31.9	9.6	26.9	16.3	1.1	162.0	62.5
10月	16.6	30.9	3.6	22.3	11.9	1.3	291.0	105.0
11月	11.1	21.7	-0.1	16.7	5.6	1.3	61.0	28.5
12月	3.7	15.0	-6.9	10.6	-2.4	1.5	27.5	10.5

): 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている。

資料：気象庁ウェブページ



凡 例

-  : 建設予定地
-  : 気象観測所

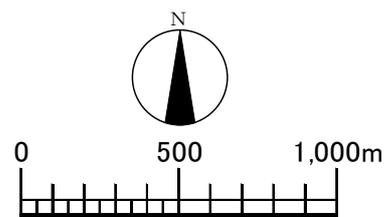


図3.3.1 気象観測所の位置

## (2) 地 象

### ア. 地 形

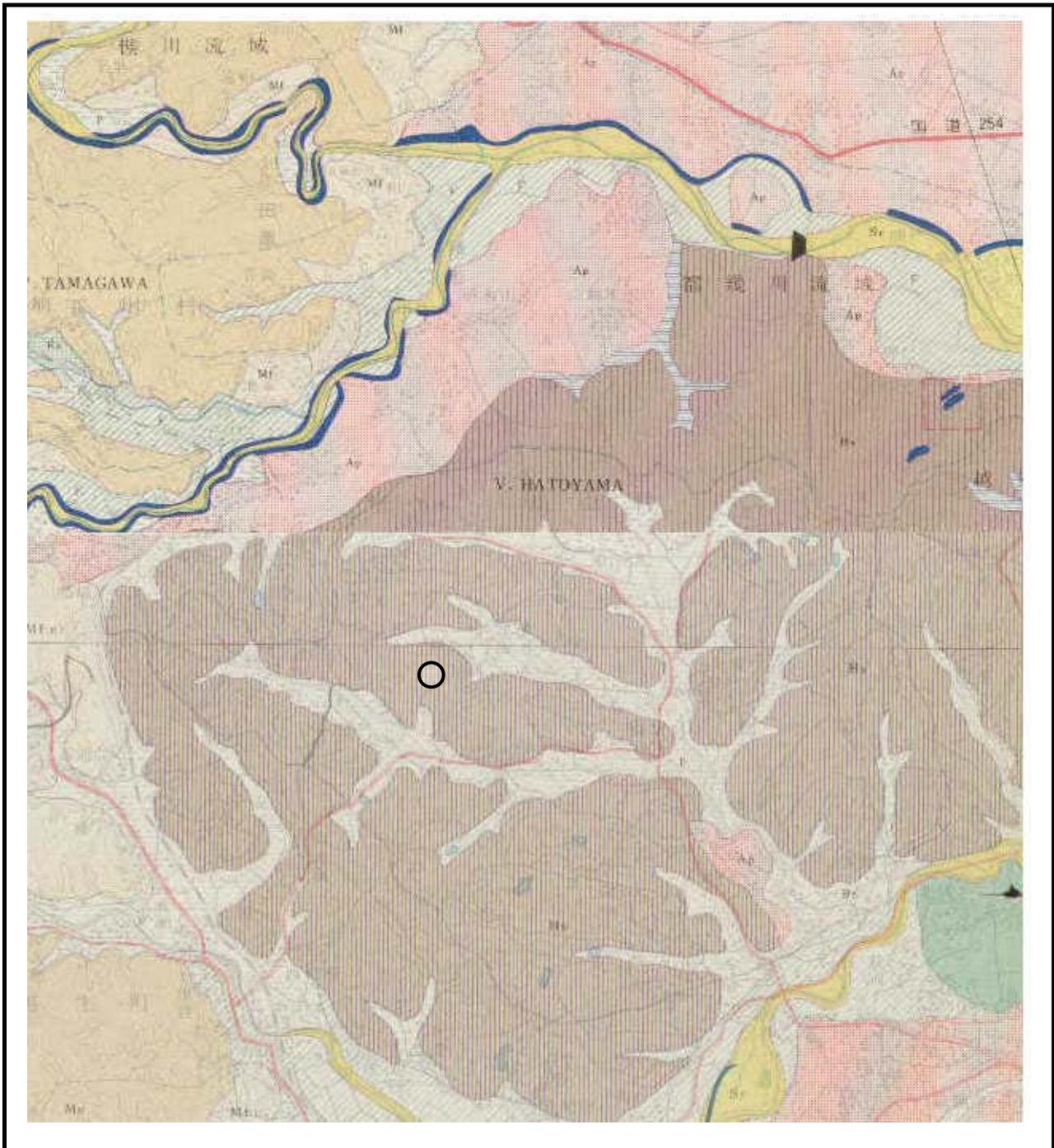
建設予定地周辺の地形分類図は、図3.3.2 に示すとおりである。

本地域の山地は関東地域東縁に位置し、山地の東側に半島状になって比企南、毛呂山、高麗、阿須山の諸丘陵が突出する。建設予定地及び周辺は、丘陵地（比企南丘陵）に分類される。比企南丘陵は物見山丘陵ともいわれ、東と西が高く、東では物見山、西では番匠の南が最高で100m以上のなだらかな丘である。

### イ. 地 質

建設予定地周辺の表層地質図は、図3.3.3 に示すとおりである。

比企南丘陵の東の部分は第三紀中新世の泥岩・砂岩・うすい凝灰岩が発達している。丘陵の西の部分には結晶片岩や蛇紋岩が基盤をなしている。このような第三紀層・結晶片岩などを覆って鮮新世の礫層（物見山礫層）が広く分布している。比企南丘陵には鳩川などの谷底平野があり、そこには二次的ロームや基盤の風化した粘土からなる沖積層からなるがいずれも薄く、2～3 mで基盤までは浅い。建設予定地及び周辺は、礫岩、砂岩に分類される。



- 凡 例
- : 建設予定地
  -  中起伏山地
  -  小起伏山地
  -  山麓地 I
  -  山麓地 II
  -  丘陵地
  -  火山灰台地
  -  谷底平野
  -  扇状地
  -  三角州
  -  自然堤防
  -  河原
  -  崖

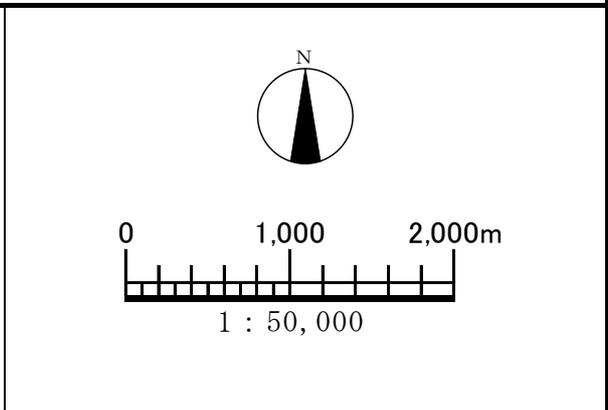
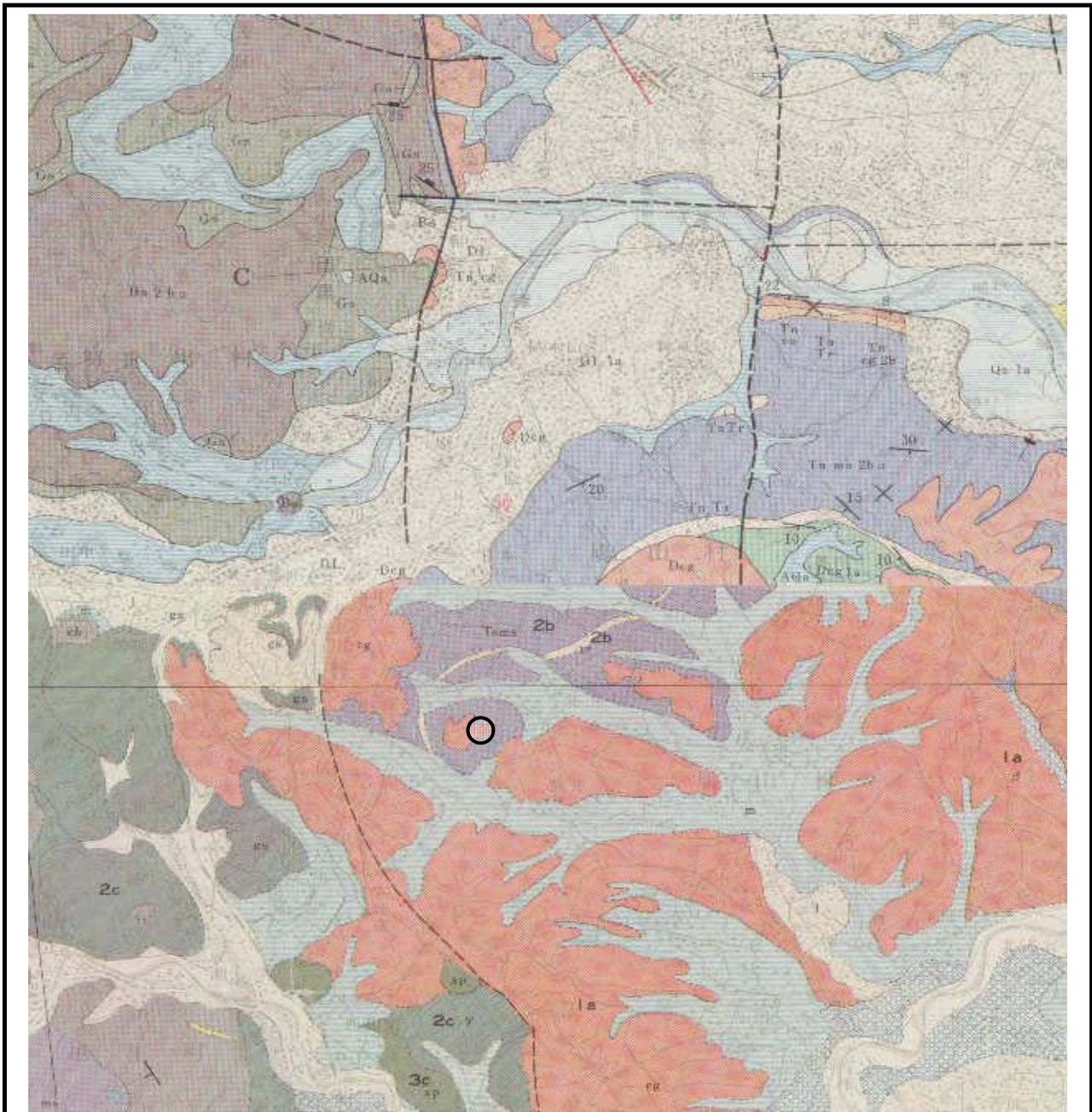


図3.3.2 地形分類図

資料：土地分類基本調査（熊谷・川越）



凡 例

○ : 建設予定地

- |  |                 |  |        |
|--|-----------------|--|--------|
|  | 砂泥堆積物 (河道・泥濘原)  |  | 粘土     |
|  | 砂泥堆積物 (旧流路跡)    |  | 礫岩     |
|  | 砂質泥堆積物          |  | 砂岩     |
|  | 泥質礫堆積物          |  | 泥岩     |
|  | 泥質堆積物           |  | 埋没ローム  |
|  | シルト砂礫の互層 (東京層)  |  | ローム    |
|  | 泥砂の互層           |  | 花崗岩質岩石 |
|  | シルト砂礫の互層 (古利根層) |  | 蛇紋岩    |
|  | 礫層              |  |        |

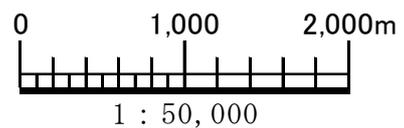


図3.3.3 表層地質図

資料 : 土地分類基本調査(熊谷・川越)

### (3) 水 象

建設予定地周辺の主な河川の状況は図3.3.4 に示すとおりである。建設予定地からの放流水（生活排水）が接続する泉井川は越辺川の支流である鳩川の支流になる。

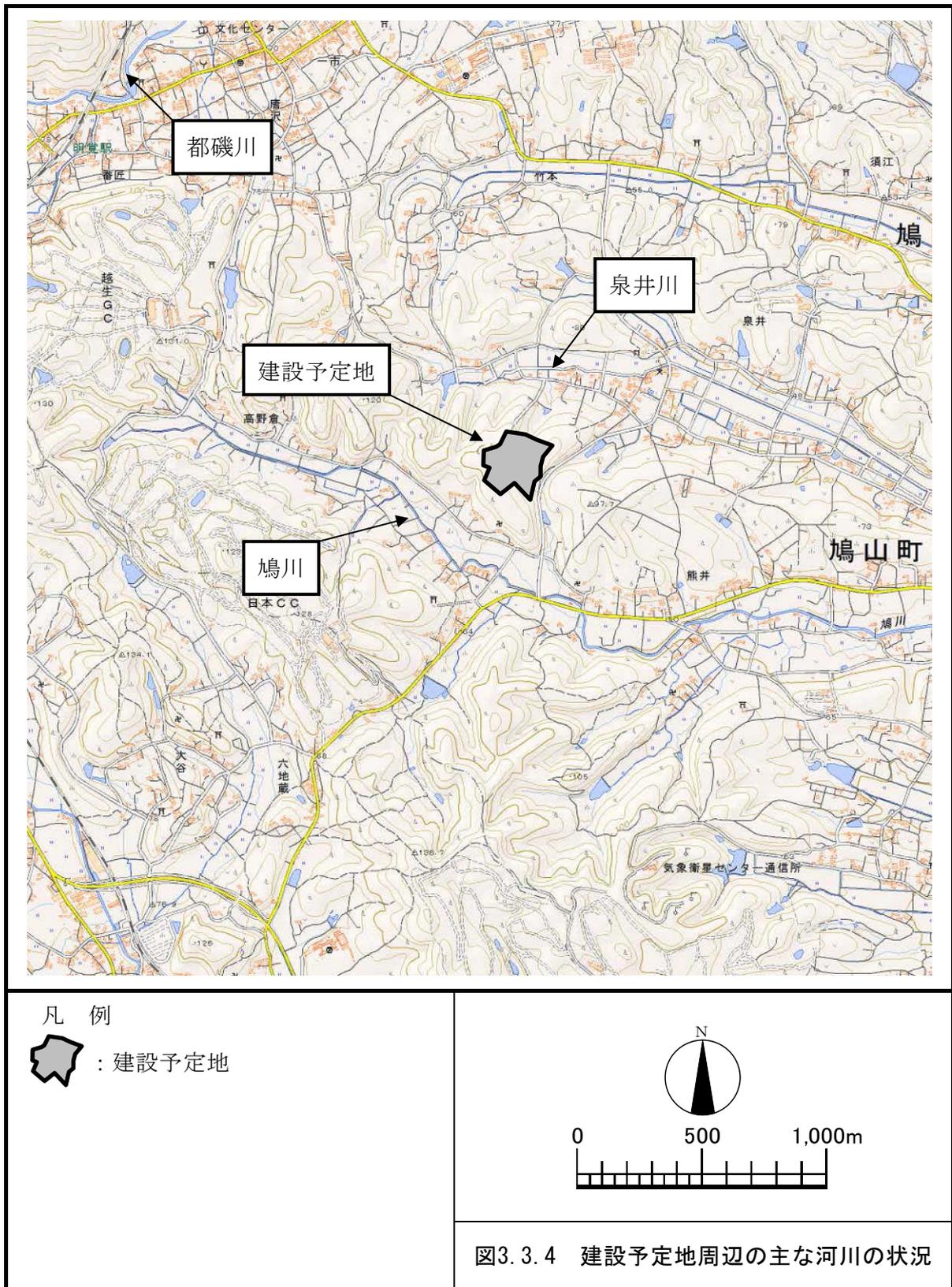


図3.3.4 建設予定地周辺の主な河川の状況

#### 4. 関係法令等の規制・指定の状況

環境基準は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に関する環境上の条件について、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として定められている。また、ダイオキシン類については別途、大気、水質及び土壌について環境基準が定められている。

規制基準は、工場、事業場等からの大気、水質、騒音、振動及び悪臭などの排出に対して規制したものである。

以下に建設予定地周辺及び本計画に関係する大気汚染、騒音、振動、悪臭及び水質の法規制状況を示す。

##### (1) 大気汚染に係る基準

###### ア. 環境基準

大気の汚染に係る環境基準が設定されている項目は表3.4.1 に示すとおりである。

表3.4.1 大気汚染に係る環境基準

項目	基準値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m <sup>3</sup> であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下であること
ダイオキシン類	年間平均値が0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下であること
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること

昭和48年5月8日環境庁告示第25号、昭和53年7月11日環境庁告示第38号、平成9年2月4日環境庁告示第4号、平成11年12月27日環境庁告示第68号、平成13年4月20日環境省告示第30号、平成21年9月9日環境省告示第33号

## イ. 指針等

### (ア) 二酸化窒素

「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（答申）」（昭和53年3月22日付、中公審163号）の中で「短期暴露については1時間値暴露として0.1～0.2 ppm」を指針値として提示している。

### (イ) 塩化水素

「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改訂等について」（昭和52年6月16日付、環大規136号）の中で「塩化水素の1時間値の目標環境濃度0.02 ppm」と提示している。

## ウ. 排出基準

工場、事業場に設置されるばい煙発生施設から排出されるばい煙は、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び埼玉県生活環境保全条例により排出基準が定められている。ただし、埼玉県生活環境保全条例では、廃棄物処理施設を規制の対象とはしていない。

「廃棄物焼却炉」における排出基準を表3.4.2及び表3.4.3に示す。

表3.4.2 廃棄物焼却炉における排出基準の概要

分類	大気汚染防止法	
設置または許可を要する規模または能力	火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上であるか、又は焼却能力が 1 時間あたり 200 kg 以上であるもの（法施行令別表第 1）	
硫黄酸化物（K 値規制）	硫黄酸化物の排出基準は次式により算出した量とする。 $q = K \times 10^{-3} \times He^2$ q：硫黄酸化物の排出量（m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h） K：大気汚染防止法第 3 条第 2 項第 1 号の政令で定める地域ごとの値（鳩山町：17.5） He：補正された排出口高さ（大気汚染防止法施行規則第 3 条第 2 項の規定による）（m） （法施行令別表第 1、施行規則別表第 1）	
ばいじん	焼却能力	基準値
	4000 kg/h 以上	0.04 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>
	2000 kg/h 以上 4000 kg/h 未満	0.08 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>
	2000 kg/h 未満	0.15 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>
塩化水素	700 mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	
窒素酸化物 *1	450 ppm *2	
	700 ppm *3	
	250 ppm *4	

\*1：次の式により算出された窒素酸化物の量

$$C = \frac{(21 - 0n)}{(21 - 0s)} \cdot C_s$$

C：窒素酸化物の量（m<sup>3</sup>）

0n：12（廃棄物焼却炉）

0s：排出ガス中の酸素の濃度（%）

Cs：規格K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を温度が 0 °C であって圧力が 1 気圧の状態における排出ガス 1 m<sup>3</sup> 中の量に換算したもの（m<sup>3</sup>）

\*2：浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る。）

\*3：窒素化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（排出ガス量が四万立方メートル未満の連続炉に限る。）

\*4：それ以外のもの（連続炉以外のものにあつては、排出ガス量が 40000 m<sup>3</sup> 以上のものに限る。）

表3.4.3 廃棄物焼却炉における排出基準の概要

分類	ダイオキシン類対策特別措置法	
設置または許可を要する規模または分類能力	火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5 m <sup>2</sup> 以上であるか、又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50 kg以上であるもの。	
ダイオキシン類	焼却能力	基準値
	4000 kg/h以上	0.1 ng/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>
	2000 kg/h以上4000 kg/h未満	1 ng/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>
	2000 kg/h未満	5 ng/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>

計画施設に係る廃棄物焼却炉における排出基準は表3.4.4 に示すとおりである。

表3.4.4 計画施設に係る廃棄物焼却炉における排出基準

項目	基準値
硫黄酸化物	大気汚染防止法：K値 17.5
ばいじん	大気汚染防止法：0.08 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> (酸素濃度12%換算値)
塩化水素	大気汚染防止法：700 mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> (430 ppm) * (酸素濃度12%換算値)
窒素酸化物	大気汚染防止法：250 ppm (酸素濃度12%換算値)
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法：1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>

\* : 700 mg/m<sup>3</sup><sub>N</sub> = (36.5/22.4) × 430 ppm

## (2) 騒音に係る基準

### ア. 環境基準

騒音に係る環境基準については、平成10年9月30日環境庁告示第64号において、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値を規定している（表3.4.5～表3.4.7参照）。

類型を当てはめる地域（該当地域）は都道府県知事等が定めることとなっており、埼玉県においては表3.4.5に示すとおりである。建設予定地周辺は「B類型」に該当する。

表3.4.5 騒音に係る環境基準（埼玉県）

地域の 類型	基準値		
	昼間 6時から22時	夜間 22時から6時	該当地域
AA	50 デシベル 以下	40 デシベル 以下	—（指定なし）
A	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B			第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

資料：平成10年9月30日環境庁告示第64号

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（平成11年2月26日埼玉県告示第287号）

表3.4.6 道路に面する地域の騒音に係る環境基準（前表の例外）

地域の区分	基準値	
	昼間 6時から22時	夜間 22時から翌6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表3.4.7 幹線交通を担う道路に近接する区域の環境基準（前表の特例）

基準値	
昼間（6時から22時）	夜間（22時から翌6時）
70 デシベル 以下	65 デシベル 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

注：1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）。
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第9項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

平成10年9月30日環境庁告示第64号

## イ. 騒音規制法による工場及び事業場の規制基準

生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的として、著しい騒音を発生する施設を設置する工場又は事業場、作業場から発生する騒音については騒音規制法（以下「法」という。）及び埼玉県生活環境保全条例（以下「県条例」という。）により規制されている。

### （ア）規制地域

法第3条では、都道府県知事等が著しい騒音を発生する施設（特定施設）等における騒音を規制する地域を指定することとしている。鳩山町は、「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」（昭和54年4月1日埼玉県告示第589号）によって工業専用地域を除く全域が規制地域に指定されている。

### （イ）特定施設

法及び県条例では、規制対象施設（特定施設（条例では指定施設））を指定して規制基準を定めている。計画施設では空気圧縮機及び送風機、冷却塔等が規制の対象となる可能性がある（表3.4.8 参照）。

表3.4.8 特定施設（指定施設）（抜粋）

施設名	規 模	対象の区分
空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5 kW以上	法
冷却塔	原動機の定格出力が0.75 kW以上	県条例

資料：騒音規制法施行令別表第1

埼玉県生活環境保全条例（平成13年7月17日埼玉県条例第57号）

### （ウ）規制基準

騒音規制基準は表3.4.9 に示すとおりである。建設予定地は第2種区域の適用を受ける。

表3.4.9 特定工場等において発生する騒音の規制基準（法、県条例共通）

区域の区分		時間の区分			
		朝 6時から8時	昼間 8時から19時	夕 19時から22時	夜間 22時から翌6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	45デシベル
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
第2種区域	第1種住居地域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	用途地域の指定がされていない区域				
第3種区域	近隣商業地域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル
	商業地域				
	準工業地域				
第4種区域	工業地域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル
	工業専用地域				

表に掲げる第2種、第3種または第4種区域内に所在する、次の施設の敷地の周囲のおおむね50 mの区域内における基準は、表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- ・ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の入院施設を有するもの
- ・ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- ・ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

資料：騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準（昭和54年4月1日埼玉県告示第590号）

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成13年12月4日埼玉県規則第100号）

ウ. 道路交通騒音に係る要請限度

道路交通騒音に係る要請限度とは、道路交通騒音により周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときに、市町村長が都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造の改善等に関して道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べることができる限度である。道路交通騒音に係る要請限度は表3.4.10 に示すとおりである。埼玉県の種類指定状況は表3.4.11 に示すとおりである。

表3.4.10 道路交通騒音に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	6時から22時まで	22時から翌6時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
備考：幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。		

表3.4.11 道路交通騒音に係る要請限度の知事等が定める区域

区域区分	区 域
a 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

資料：騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の規定に基づく区域の指定（平成12年3月28日埼玉県告示第421号）

### (3) 振動に係る基準

#### ア. 振動規制法による工場及び事業場の規制基準

生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的として、著しい振動を発生する施設を設置する工場又は事業場から発生する振動については振動規制法（以下「法」という。）及び埼玉県生活環境保全条例（以下「県条例」という。）により規制されている。

#### (ア) 規制地域

法第3条では、都道府県知事等が振動を防止する施設（特定施設）等における振動を規制する地域を指定することとしている。鳩山町は、「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域の指定」（昭和52年10月14日埼玉県告示第1342号）によって都市計画区域の全域が規制地域に指定されている。

#### (イ) 特定施設

法及び県条例では、規制対象施設（特定施設（条例では指定施設））を指定して規制基準を定めている。計画施設では圧縮機等が規制の対象となる可能性がある（表3.4.12 参照）。

表3.4.12 対象施設（抜粋）

施設名	規模	対象の区分
圧縮機	原動機の定格出力が7.5 kW以上	法

資料：振動規制法施行令別表第1

#### (ウ) 規制基準

振動規制基準は表3.4.13 に示すとおりである。建設予定地は第1種区域の適用を受ける。

表3.4.13 特定工場等において発生する振動の規制基準（法、県条例共通）

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 8時から19時	夜 間 19時から翌8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域	60デシベル	55デシベル
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域以外の地域		
第2種区域	近隣商業地域	65デシベル	60デシベル
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

次の施設の敷地の周囲50 mの区域内における基準は、表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- ・ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の入院施設を有するもの
- ・ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- ・ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

資料：「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準」（昭和52年10月14日埼玉県告示第1343号）

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成13年12月4日埼玉県規則第100号）

イ. 道路交通振動に係る要請限度

道路交通振動に係る要請限度とは、道路交通振動により周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときに、市町村長が道路管理者に対して当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置を執るべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請することができる限度である。道路交通振動に係る要請限度及び埼玉県の類型の指定状況は表3.4.14 に示すとおりである。

表3.4.14 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 8時から19時	夜 間 19時から翌8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域	65デシベル	60デシベル
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域 用途地域以外の地域		
第2種区域	近隣商業地域	70デシベル	65デシベル
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

資料：「振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度を定める命令の規定に基づく区域及び時間」（昭和52年10月14日埼玉県告示第1345号）

#### (4) 悪臭に係る基準

##### ア. 悪臭防止法による規制基準

生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的として、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭については悪臭防止法（以下「法」という。）及び埼玉県生活環境保全条例（以下「県条例」という。）により規制されている。

##### (ア) 特定悪臭物質の規制基準

###### a. 規制地域

法第3条では、都道府県知事等が工場等による悪臭原因物質の排出を規制する地域（規制地域）を指定することとしている。鳩山町は規制地域に指定されていない。

###### b. 特定悪臭物質の規制基準

「悪臭防止法第3条に規定する規制地域の指定並びに同法第4条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する規制基準の設定」（平成9年3月14日埼玉県告示第336号）では、特定悪臭物質の規制基準を定めている。

表3.4.15 敷地境界線における規制基準(1号規制)

単位：ppm

区域の区分 特定悪臭物質の種類	A区域	B区域	C区域
	B区域及びC区域を除く	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域
アンモニア	1	1	1
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

資料：「悪臭防止法第3条に規定する規制地域の指定並びに同法第4条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する規制基準の設定」(平成9年3月14日埼玉県告示第336号)

表3.4.16 排出口における規制基準

<p>特定悪臭物質の種類(13種)</p>	<p>アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン</p>
<p>規制基準</p>	<p>気体排出口からの悪臭の最大着地濃度地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39条）第3条に定める方法により算出した値（次の換算式によって得られた気体排出口からの排出量）</p> $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ <p>q：特定悪臭物質の排出量（m<sup>3</sup><sub>N</sub>/h）  He：補正された気体排出口の高さ（m）  Cm：敷地境界線における規制基準値（ppm）</p> <p>（補正された排出口の高さが5m未満となる場合は適用されない）</p> $He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$ $Hm = 0.795 (Q \cdot V)^{1/2} / (1 + 2.58 / V)$ $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + 1 / J - 1)$ $J = 1 / (Q \cdot V)^{1/2} (1460 - 296 \times V / (T - 288) + 1)$ <p>He：補正排出口（m）  Ho：排出口実高さ（m）  Q：温度15℃における排出ガスの流量（m<sup>3</sup>/h）  V：排出ガスの排出速度（m/s）  T：排出ガスの温度（K）</p>

資料：「悪臭防止法第3条に規定する規制地域の指定並びに同法第4条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する規制基準の設定」（平成9年3月14日埼玉県告示第336号）

表3.4.17 排水水における特定悪臭物質濃度に係る規制基準

次の式により算出する特定悪臭物質の種類ごとの排水水中の濃度とする。

$$C_{Lm} = k \times C_m$$

$C_{Lm}$  : 排水水中の濃度 (mg/L)

$k$  : 下表の左欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の中欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに同表の右欄に掲げる値 (mg/L)

$C_m$  : 敷地境界線における特定悪臭物質の種類ごとの規制基準値 (ppm)

規制物質	排水水量	k値
メチルメルカプタン	$\leq 0.001 \text{ m}^3/\text{s}$	16
	$0.001 \text{ m}^3/\text{s} < , \leq 0.1 \text{ m}^3/\text{s}$	3.4
	$0.1 \text{ m}^3/\text{s} <$	0.71
硫化水素	$\leq 0.001 \text{ m}^3/\text{s}$	5.6
	$0.001 \text{ m}^3/\text{s} < , \leq 0.1 \text{ m}^3/\text{s}$	1.2
	$0.1 \text{ m}^3/\text{s}$	0.26
硫化メチル	$\leq 0.001 \text{ m}^3/\text{s}$	32
	$0.001 \text{ m}^3/\text{s} < , \leq 0.1 \text{ m}^3/\text{s}$	6.9
	$0.1 \text{ m}^3/\text{s} <$	1.4
二硫化メチル	$\leq 0.001 \text{ m}^3/\text{s}$	63
	$0.001 \text{ m}^3/\text{s} < , \leq 0.1 \text{ m}^3/\text{s}$	14
	$0.1 \text{ m}^3/\text{s} <$	2.9

資料：「悪臭防止法第3条に規定する規制地域の指定並びに同法第4条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する規制基準の設定」（平成9年3月14日埼玉県告示第336号）

(イ) 臭気指数の規制基準

a. 規制地域

法第3条では、都道府県知事等が工場等による臭気指数を規制する地域（規制地域）を指定することとしている。鳩山町は規制地域に指定されていない。

b. 臭気指数の規制基準

「悪臭防止法第3条に規定する規制地域の指定並びに同法第4条第2項第1号、第2号及び第3号に規定する規制基準の設定」（平成18年3月31日埼玉県告示第573号）では、臭気指数の規制基準を定めている。

表3.4.18 法第4条第2項第1号に規定する敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準

区域の区分	A区域	B区域	C区域
臭気指数	15	18	18

表3.4.19 法第4条第2項第2号に規定する排出口における臭気排出強度又は臭気指数の  
規制基準

表3.4.18の区域の区分ごとに、当該区分に係る敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「総理府令」という。）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

表3.4.20 法第4条第2項第3号に規定する敷地外における臭気指数の規制基準

表3.4.18の区域の区分ごとに、当該区分に係る敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準を基礎として、総理府令第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

(ウ) 埼玉県生活環境保全条例

a. 規制地域

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成13年12月4日埼玉県規則第100号）では、工場等による臭気指数を規制する地域（規制地域）を指定することとしている。鳩山町は規制地域に指定されていない。

(5) 水質汚濁に係る基準

ア. 環境基準

水質の汚濁に係る環境基準については、昭和46年12月28日環境庁告示第59号において、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」を規定している。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域について、直ちに達成され維持されるものとして表3.4.21に示すとおり定めている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼及び海域の公共用水域について、その利用目的に応じて水域類型と基準値を定めている（表3.4.22参照）。計画施設からの放流水（生活排水）が接続する泉井川は、越辺川の支流である鳩川

の支流であり、「生活環境の保全に関する環境基準」の水域類型は指定されない。

また、ダイオキシン類については、平成11年12月27日環境庁告示第68号で水質に関して、平成14年7月22日環境省告示第46号で水底の底質の汚染に関して環境基準が定められている（表3.4.23 参照）。

表3.4.21 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

昭和46年12月28日環境庁告示第59号

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。  
「検出されないこと」とは、測定方法の欄（略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。  
海域についてはふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表3.4.22 生活環境の保全に関する環境基準

【河川（湖沼を除く）】

項目	利水目的の 適用性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学 的酸素要 求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群 数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.5以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと	2 mg/L 以上	—
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業用利水点については、pH6.0以上7.5以下、DO 5 mg/L以上とする。						

昭和46年12月28日環境庁告示第59号

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄化操作を行うもの  
    " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄化操作を行うもの  
    " 3級：前処理等を行う高度の浄化操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
    " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
    " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの  
    " 2級：薬品注入等による高度の浄化操作を行うもの  
    " 3級：特殊な浄化操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

表3.4.23 ダイオキシン類（水質、水底の底質）に関する環境基準

項 目		基 準 値
ダイオキシン類	（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L 以下
	（水底の底質）	150 pg-TEQ/ g 以下

ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8,-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキソンの毒性に換算した値とし、年間平均値とする。

平成11年12月27日環境庁告示第68号  
平成14年7月22日環境省告示第46号

#### イ. 排水基準

##### （ア）水質汚濁防止法による規制基準

水質汚濁防止法（以下「法」という。）では、「工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出等を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する」ことを目的としている。

また、法第3条第1項の規定に基づき、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）で全国一律の排水基準を定めている。この基準では、環境基準と同様に「人の健康の保護に係る項目」と「生活環境の保全に係る項目」が定められている表3.4.24 及び表3.4.25 参照）。

表3.4.24 排水基準を定める省令別表第1（人の健康の保護に係る項目（一律基準））

有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして	0.03 mg/L
シアン化合物	シアンとして	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）		1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛として	0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロムとして	0.5 mg/L
ひ素及びその化合物	ひ素として	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）		0.003 mg/L
トリクロロエチレン		0.1 mg/L
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L
ジクロロメタン		0.2 mg/L
四塩化炭素		0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L
チウラム		0.06 mg/L
シマジン		0.03 mg/L
チオベンカルブ		0.2 mg/L
ベンゼン		0.1 mg/L
セレン及びその化合物		0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100 mg/L
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L

昭和46年6月21日総理府令第35号

備考:

1. 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. ひ素及びその他の化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間適用しない。

表3.4.25 排水基準を定める省令別表第2（生活環境の保全に係る項目）

有害物質の種類	許容限度
水素イオン濃度（pH）	5.8～8.6（海域以外に排出）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
浮遊物質（SS）	200 mg/L（日間平均 150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
（鉱油類含有量）	5 mg/L
（動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>

昭和46年6月21日総理府令第35号

1. 「日間平均」における許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50 m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法令施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

（イ）上乘せ排水基準

上乘せ排水基準とは、一律基準のみでは水質汚濁の防止の上で不十分であると考えられる水域に対して都道府県知事がより厳しく設定できる排水基準である。埼玉県では、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」（昭和46年10月15日埼玉県条例第61号）により上乘せ排水基準を適用する区域の範囲、対象となる施設の種類及び基準値を定めている。

表3.4.26 生活環境項目に係る上乘せ排水基準

項 目		許容限度
水素イオン濃度 (pH)	(水素指数)	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	(mg/L)	150 (日間平均120)
化学的酸素要求量 (COD)	(mg/L)	160 (日間平均120)
浮遊物質量 (SS)	(mg/L)	180 (日間平均150)

この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が10 m<sup>3</sup>未満であり、かつ、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第11号、第66号の3から第66号の7まで、第68号の2、第70号の2若しくは第72号に掲げる施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場及びこれらの工場又は事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設を設置する工場又は事業場に係る排水水について適用する。

(ウ) 埼玉県生活環境保全条例による排出基準

埼玉県では、汚水等を排出する施設に対して埼玉県生活環境保全条例（平成13年7月17日埼玉県条例第57号）によって規制をかけている。計画施設は指定排水施設に指定されていない。

(エ) 湖沼水質保全特別措置法による総量規制基準

水質総量規制制度は、「広域的な閉鎖性水域に対して、一律基準、上乘せ排水基準のみでは水質環境基準の確保が困難であると考えられる場合に、指定項目（化学的酸素要求量 (COD)、窒素、りん）に係る水質汚濁の防止を図ること」を目的としている。一律基準、上乘せ排水基準等が濃度規制であるのに対し、総量規制基準は汚濁負荷量の総量に対する規制である。

埼玉県では、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（平成19年6月22日埼玉県告示第1012号）により、指定地域の総量規制基準を定めている。建設予定地及び本事業に係る対象水域は存在しない。

(オ) 浄化槽法による基準

浄化槽法第4条第1項では、浄化槽からの放流水の水質の技術上の基準を定めている（表3.4.27 参照）。

表3.4.27 浄化槽法による放流水の水質の技術上の基準

生物化学的酸素要求量 (BOD) 20 mg/L以下、及び浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量 (BOD) の数値から浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量 (BOD) の数値を減じた数値を浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量 (BOD) の数値で除して得た割合が90%以上であること。